

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 2月 10日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキ カイシャ エバラ セイサクショ 株式会社荏原製作所
 住所 東京都大田区羽田旭町11番地1号
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウシツコウ ヤクシャチョウ アサミ マサオ 代表執行役社長 浅見 正男
 電話番号 03-3743-6111
 FAX番号 03-5736-3104
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 4年 2月 10日

届出者 株式会社荏原製作所
東京都大田区羽田旭町11番地
代表執行役社長 浅見 正男



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社荏原製作所 西大阪支店	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
才崎 和行 サイザキ ワズユキ	第184084号	令和 年 月 日
谷口 康治 タニグチ コウジ	第190100号	令和 年 月 日

第一八四〇八四号

給水装置専主任技術者免状

本籍 広島県

氏名 才崎 和行

昭和四十九年二月四日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄 哉



第一九〇一〇〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 広島県

氏名 谷口 康治

昭和四十八年十一月四日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年六月二十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

